# 議案第22号

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 標記条例を次のように制定する。

令和6年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例

八幡浜市介護保険条例(平成17年条例第139号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示 すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応 するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前

(保険料率)

- 第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度 における保険料率は、次の各号に掲げる第1号 被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額と する。
  - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第41 2号。以下「令」という。) 第38条第1項第 1号に掲げる者 30,500円
  - (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 4 5,900円
  - (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 4 6,200円

 $(4) \sim (9)$  (略)

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 127,200円
- (11) 今第38条第1項第11号に掲げる者 140,600円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 154,000円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 160,600円
- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険 料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の 令和6年度から令和8年度までの各年度におけ る保険料率は、同号の規定にかかわらず、19, <u>100円</u>とする。
- 3 所得の少ない第1号被保険者についての保険 3 所得の少ない第1号被保険者についての保険

(保険料率)

- 第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度 における保険料率は、次の各号に掲げる第1号 被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額と する。
  - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第41 2号。以下「令」という。) 第38条第1項第 1号に掲げる者 33,500円
  - (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 5 0,200円
  - (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 5 0,200円
  - $(4) \sim (9)$  (略)

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険 料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の 令和3年度から令和5年度までの各年度におけ る保険料率は、同号の規定にかかわらず、20, 100円とする。

料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>3</u>2,500円とする。

4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、4 5,900円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

#### 第6条 (略)

- 2 (略)
- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1 号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を 有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、 口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、 第5号口、第6号口、第1号口又は第12号 日本該当するに至った第1号を保険者に経するに至った第1号を保験者に経するに至った年の属するにの属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号 被保険者に係る保険料の額 のた日の属する月から同項 から第12号 で月割りにより算定した保険料の額の合算額と する。
- 4 (略)

料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3,500円とする。

4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、4 6,900円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

#### 第6条 (略)

- 2 (略)
- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1 号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を 有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、 口若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、 第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ**又は第8号ロ**

\_\_に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から今第38条第1項第1号から第8号 までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

## 附則

# (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## (適用区分)

2 この条例による改正後の八幡浜市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度 以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料につ いては、なお従前の例による。

# 提案理由

八幡浜市第9期介護保険事業計画の策定に伴い、所要の改正を行うため。